

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
- 建築基準法による道路位置の指定……………(同)……………
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(三件)……………(建設局道路管理部監察指導課)……………
- 公有水面埋立ての免許出願……………(港湾局離島港湾部管理課)……………
- ………(同)……………
- 海岸保全区域の変更……………(同)……………
- 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(同)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………

告示

●東京都告示第二百二十三号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
 平成二十九年二月二十一日
 東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 対象区域の地名地番 認定年月日
 大田区羽田空港二丁目及び同所一番 平成二十九年一の各一部、二番、三番及び羽田空港 月三十日
 三丁目一番の各一部、三番一から同番十四まで、同番十五の一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所
 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第二百二十四号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十九年二月二十一日
 東京都多摩建築指導事務局長

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年一月三十一日	羽村市羽加美三丁目千四百五十番三の一部、同番十一及び同番十四	延長 三五・〇〇 幅員 四・〇〇

●東京都告示第二百二十五号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十九年二月二十一日
 東京都多摩建築指導事務局長

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年一月三十一日	東大和市芋窪五丁目千百六十六番七、同番九及び同番十の各一部並びに同番七地先	延長 二五・二九 幅員 六・〇二 幅員 六・三六

●東京都告示第二百二十六号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律

金子博

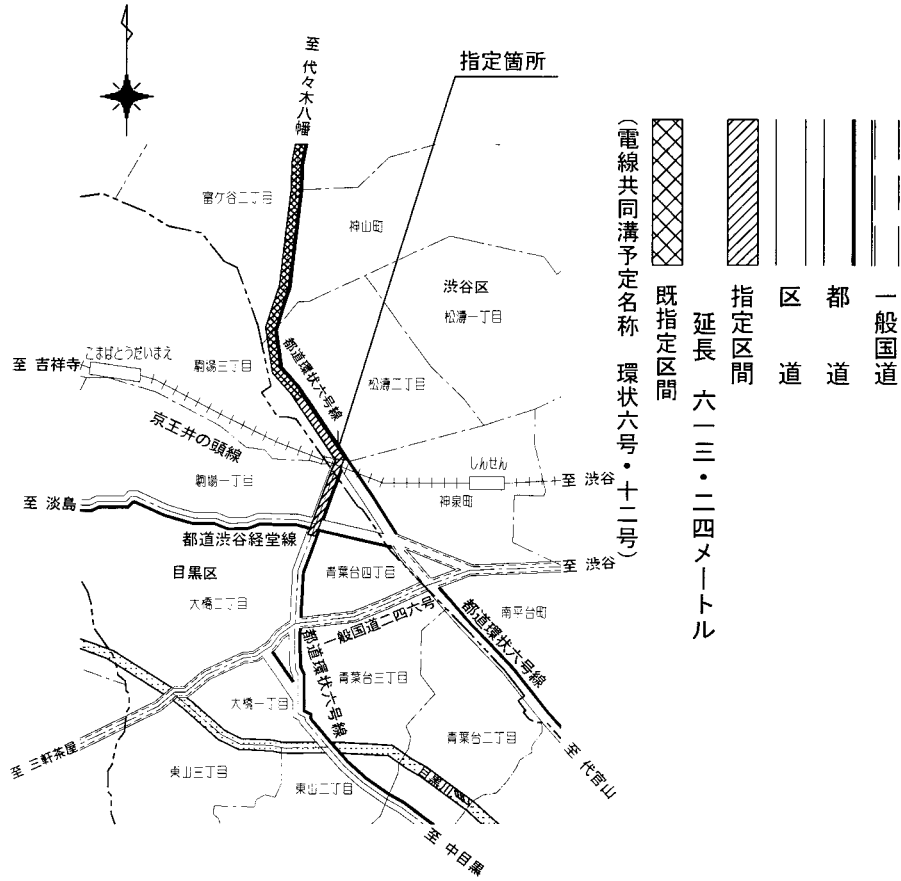
金子博

●東京都告示第二百二十七号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別 図

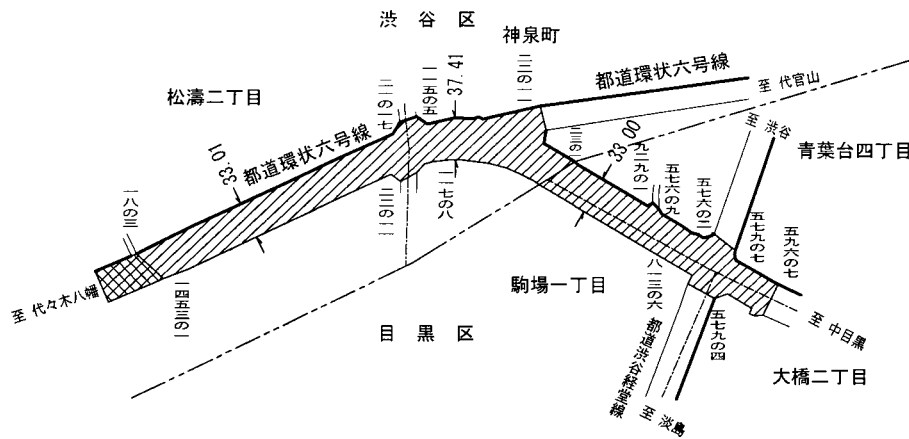
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図 都道環状六号線

目黒区青葉台四丁目～渋谷区松濤二丁目



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十九年二月二十一日
 東京都知事 小 池 百合子
 一 路線名
 都道環状六号線

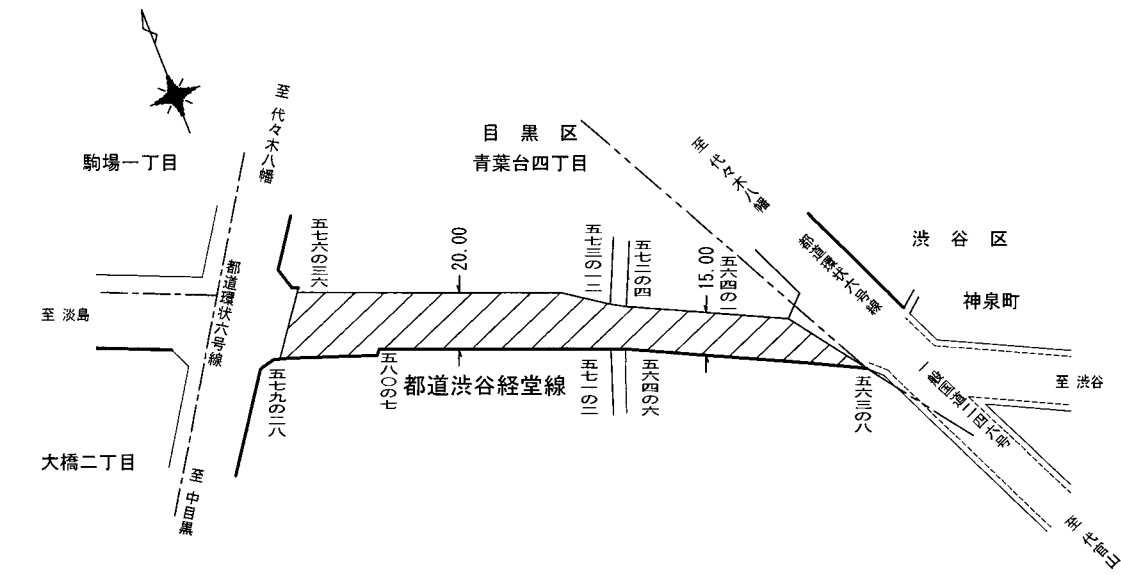
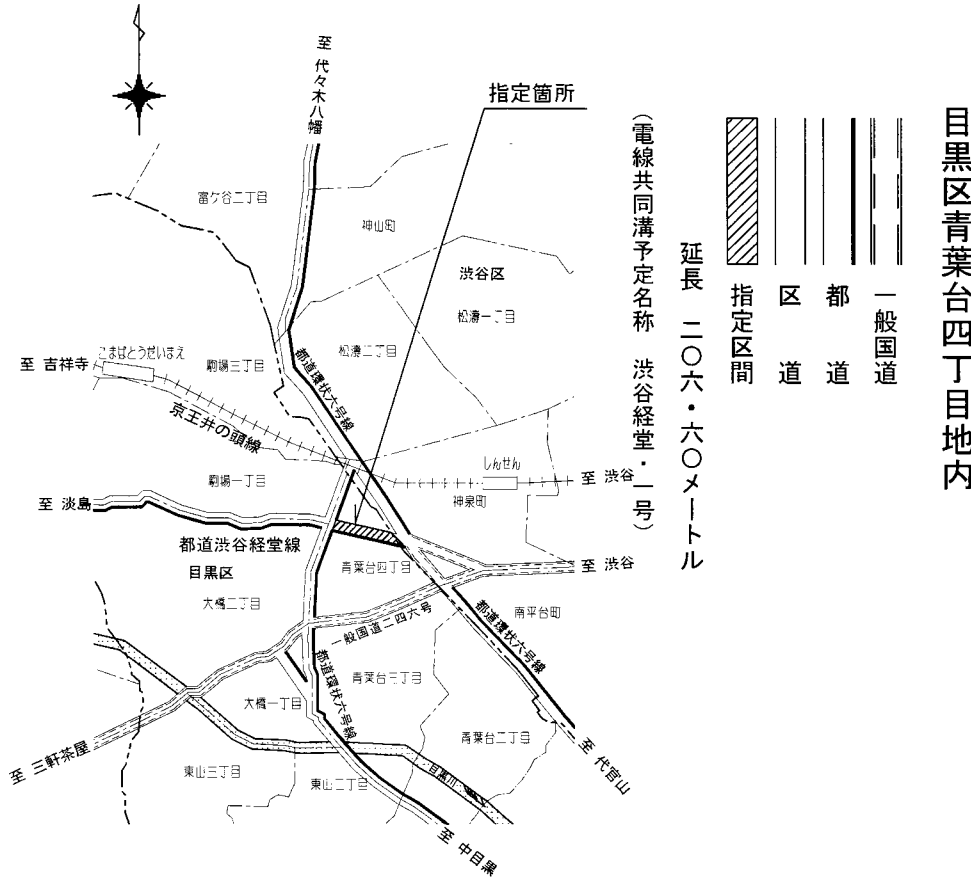
二 指定する区間
 目黒区青葉台四丁目五百九十六番七地
 先から渋谷区松濤二丁目十八番三地先
 まで
 三 指定の概要
 別図表示のとおり



●東京都告示第百二十八号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道渋谷経堂線
 目黒区青葉台四丁目地内



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十九年二月二十一日
 東京都知事 小池百合子

一 路線名
 都道渋谷経堂線

二 指定する区間
 目黒区青葉台四丁目五百六十三番八地先から同所五百七十九番二十八地先まで

三 指定の概要
 別図表示のとおり

●東京都告示第二百二十九号

泉津漁港漁港区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があつたので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年二月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 出願年月日

平成二十九年一月二十三日

二 出願人

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 豊島区西池袋五丁目十七番一―二〇七号

三 埋立区域

(一) 位置

大島町泉津字松山地先泉津漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び③の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三四度四七分〇一秒三一六、東経一三九度二四分五四秒六六九)から七七度〇〇分三九秒八・二四メ

一トルの地点

②の地点 ①の地点から一五九度〇五分一二秒三二・〇四メートルの地点

③の地点 ②の地点から三〇〇度四七分四五秒一九・〇一メートルの地点

④の地点 ③の地点から二二五度四四分〇三秒二二・〇一メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二四九度〇五分〇九秒五六・三〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二二五度四四分〇三秒二二・〇一メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三〇九度〇一分三六秒二二・

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島町泉津字松山地先泉津漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三四度四七分〇一秒三一六、東経一三九度二四分五四秒六六九)から二八度〇六分〇九秒一一・五八

メートルの地点

②の地点 ①の地点から三三八度〇三分四〇秒三八・一四メートルの地点

③の地点 ②の地点から六九度〇五分〇九秒五〇・一

メートルの地点

④の地点 ③の地点から一五九度〇五分〇九秒九四・一九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二四九度〇五分〇九秒五六・三〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二二五度四四分〇三秒二二・〇一メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三〇九度〇一分三六秒二二・

九五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三五度四八分五一秒一六・一〇メートルの地点

(三) 面積

五、八七〇・九〇平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

六 出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先

大島町元町字オンダシ二百二十二番地一 東京都大島支庁港湾課

七 縦覧期間

告示の日から起算して三週間

●東京都告示第二百三十号

昭和六十年東京都告示第二百七号(海岸保全区域の指定の一部改正)により指定した神湊港海岸保全区域について、海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり変更する。

平成二十九年二月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 沿岸名

伊豆小笠原諸島沿岸

二 海岸名

神湊港海岸

三 地区海岸名

底土地区

四 変更後の海岸保全区域

基点一から基点十六までを順次直線で結んだ線及び基

点十六と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点一 御幸滝三角点から真北三百三十七度三十分千四百四十五メートルの地点から百九十二度三十分二百三十二メートルの地点

基点二 基点一から三百五十度三十分二百九十七メートルの地点

基点三 基点二から三百四十六度六十二メートルの地点

基点四 基点三から六十九度四十三メートルの地点

基点五 基点四から三百五十八度三十分六十八メートルの地点

基点六 基点五から三百四十四度百四十六メートルの地点

基点七 基点六から三百三十七度七十五メートルの地点

基点八 基点七から三百六度三十分五十八メートルの地点

基点九 基点八から三百三十九度三十分百メートルの地点

基点十 基点九から三百十五度三十八メートルの地点

基点十一 基点十から三百四度三十分七十一メートルの地点

基点十二 基点十一から二百七十五度三十分二十三メートルの地点

基点十三 基点十二から二十一度三十分五十六メートルの地点

基点十四 基点十三から七十七度三十分三百五十四メートルの地点

基点十五 基点十四から百五十度四百五十メートルの地点

基点十六 基点十五から百九十六度三十分五百六十メートルの地点

規則(教)

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年二月二十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第一号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則(昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中

同	小平特別支援学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科	を
同	小平特別支援学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科	を
同	北特別支援学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科	を
同	北特別支援学校	病弱	小学部 中学部 高等部	普通科	を
同	北特別支援学校	病弱	小学部 中学部 高等部	普通科	を
同	墨東特別支援学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科	を
同	墨東特別支援学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科	を

病弱	中学部 高等部 小学部 中学部 高等部
普通科	普通科

改める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年二月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成二十九年二月二十一日

一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子
あすとウイズ
二 店舗所在地 大田区蒲田四丁目十番十四号

に

三 設置者名	安藤 幸男ほか三十五名
四 設置者住所	港区高輪一丁目十一番二号ほか
五 変更前の店舗所在地	大田区蒲田四丁目百番地
六 変更後の店舗所在地	大田区蒲田四丁目十番十四号
七 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ライフコーポレーション
八 変更後の小売業者の氏名又は名称	有限会社長田屋商店ほか二名
九 変更日	平成二十八年一月二十七日ほか
十 届出日	平成二十九年一月三十一日
十一 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十二 縦覧期間	平成二十九年二月二十一日から同年六月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十三 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六

条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十一日

一 店舗名	東京都知事 小 池 百合子 グランベリーモールA棟、同B棟、同C棟、同E棟、同F棟、（仮）南町田ショッピングセンターD-1 D-2棟
二 店舗所在地	町田市鶴間三丁目三番地一ほか
三 設置者名	東京急行電鉄株式会社
四 店舗面積の合計	平成二十九年二月十二日 が千平方メートル以下となる日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年二月二十一日

一 店舗名	東京都知事 小 池 百合子 トヨーショップピングセンター
二 店舗所在地	目黒区碑文谷四丁目一番一号
三 設置者名	みずほ信託銀行株式会社
四 意見	
ア 聴取者	目黒区長
イ 概要	意見なし

ウ 収受日 平成二十八年十二月二十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年二月二十一日から同年三月二十一日まで。ただし、東京都の休日に
関する条例(平成元年東京都条例第十
号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 八重洲セントラルパークビル

二 店舗所在地 中央区八重洲一丁目五番二十二号

三 設置者名 中央土地株式会社

四 意見

ア 聴取者 中央区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年二月七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年二月二十一日から同年三月二十一日まで。ただし、東京都の休日に
関する条例(平成元年東京都条例第十
号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

